

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当その日に、  
休日は、  
がと日  
る翌  
たの)

## 目 次

◇規 則 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (医務薬事課)

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課)

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (ク)

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (高等学校課)

◇教委告示 平成七年度鳥取県立高等学校募集生徒数 (ク)

平成七年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項 (ク)

平成七年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項 (ク)

### 公布された規則のあらまし

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 県立病院における入院時の食事療養に係る使用料の額は、次のとおりとすることとした。

区 分	金 額
労働者災害補償保険法の療養の給付等及び自動車損害賠償保障法による損害賠償の対象となる療養の給付等 (健康保険法その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。)	食事療養の費用額算定表により算定した額に別に知事が定める率を乗じて得た額
老人保健法の医療 (医療費の支給を除く。) の給付	老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額

二 この規則は、平成六年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

一 金融機関が確保する中小企業経営健全化資金の貸付条件に、中小企業者等が事業税を滞納していないことを加えることとした。(第五条関係)

二 一 この規則は、平成六年十月一日から施行することとした。

二 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

一 中小企業高度化資金等の貸付対象者である中小企業者の要件として、事業税を滞納していないことを加えることとした。(第二条関係)

二 一 この規則は、平成六年十月一日から施行することとした。

二 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取県規則第二十二号の一部を次のように改正する。  
第二条の表を次のように改める。

療養の給付等	金 額
一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条第一項の療養の給付又は同法第二十二條第一項の療養給付	十一円五十銭に療養費の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費の告示に基づき同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額に別に知事が定める率を乗じて得た額
二 老人保健法第十二条第五号の医療（医療費の支給を除く。）及び同条第五号の二の食事療養（医療費の支	医療の告示に基づき同告示に定める老人医科診療報酬点数表又は老人歯科診療報酬点数表により算定した額及び老人食事療養費の告示により算定した額

給を除く。）の給付

三 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）

十五円に療養費の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表（老人保健法による医療（医療費の支給を除く。）の給付を受けるものにあつては、医療の告示の老人医科診療報酬点数表又は老人歯科診療報酬点数表）による点数を乗じて算定した額及び食事療養費の費用額算定表（老人保健法による医療（医療費の支給を除く。）の給付を受けるものにあつては、老人食事療養費の告示）により算定した額に別に知事が定める率を乗じて得た額

備考

- 一 この表において「療養費の告示」とは、平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）をいう。
- 二 この表において「食事療養費の告示」とは、平成六年厚生省告示第二百三十七号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。
- 三 この表において「医療の告示」とは、平成六年厚生省告示第七十二号（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準）をいう。
- 四 この表において「老人食事療養費の告示」とは、平成六年厚生省告示第二百五十三号（老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「中小企業者等」の下に「で、かつ、事業税を滞納していないもの」を加える。

附 則

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則第五条の規定は、施行日以後に申請のある資金に係る貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金に係る貸付けについては、なお従前の例による。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「有する」を「有し、かつ、事業税を滞納していない」に改める。

附 則

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則第二条の規定は、施行日以後に申請のある資金に係る貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表鳥取東高等学校の項中「一、三三〇人」を「一、二八〇人」に

改め、同表鳥取西高等学校の項中

一、三三〇人
一六〇人
八〇人

を

一、二八〇人
八〇人
一六〇人

に改め、

「流通経済科 三年 二四〇人」を「流通経済科 三年 二〇〇人」	「一、一五二人」を「一、一一六人」に改め、同表米子南商業高等学校の項中	「一、三二〇人」を「一、二八〇人」に改め、同表米子西高等学校の項中	「三八四人」を「三七二人」に改め、同表米子東高等学校の項中	「六三二人」を「六五六人」に改め、同表赤碓高等学校の項中	「一六〇人 八〇人」を「一六〇人 八〇人」に改め、同表由良育英高等学校の項中	「七六八人」を「七四四人」に改め、同表倉吉産業高等学校の項中	「八〇八人」を「七八四人」に改め、同表倉吉西高等学校の項中	「六四〇人」を「六二〇人」に改め、同表倉吉東高等学校の項中	「五二二人」を「四九六人」に改め、同表八頭同表岩美高等学校の項中	「一、一五二人 八〇人 四〇人」を「一、一一六人 四〇人 八〇人」に改め、同表青谷高等学校の項中
---------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	------------------------------	--	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	--

<p>鳥取県教育委員会告示第十九号 平成七年度鳥取県立高等学校募集生徒数</p> <p>一 全日制課程</p>			<p>鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介</p>				
鳥取西高等学校	家庭学科	家庭科学科	八〇人	鳥取東高等学校	普通学科	普通科	四〇〇人
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	四〇〇人	鳥取西高等学校	家庭学科	家庭科学科	八〇人

教育委員会告示

平成七年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成六年九月三十日

「七六八人 八〇人 四〇人」を「七四四人 四〇人 八〇人」に改め、同表境高等学校の項中

「三八四人」を「三七二人」に改める。

同表根雨高等学校の項中

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

岩美高等学校	鳥取農業高等学校	鳥取西工業高等学校	鳥取工業高等学校	鳥取商業高等学校
普通学科	農業学科	工業学科	工業学科	商業学科
普通科	生活科学科 食品産業科 緑地園芸科 生産流通科	建設システム科 情報電子科 電気科 電子機械科 化学技術科	建築科 情報技術科 電気科 機械システム科 電子機械科	商業科 国際経済科 会計科 情報管理科
一六〇人。 ただし、文理 コース八〇 人、情報ビジ ネスコース、 健康・福祉コ ース各四〇人 とする。	三八人 三八人 三八人 三八人	三八人 七六人 三八人 三八人 三八人 三八人	三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人	一三〇人 八〇人 四〇人 八〇人

由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉農業高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校	八頭高等学校
普通学科	工業学科	家庭学科 商業学科	農業学科	普通学科	普通学科	普通学科	農業学科	家庭学科 普通学科
普通科	環境建設科 化学応用科 情報技術科 電気科 機械科 生活デザイン科	生活デザイン科 情報処理科 会計科	生活科学科 畜産科 園芸科 農林科	普通科 普通科 普通科	普通科 普通科 普通科	生活科学科 木材加工科 林業技術科 園芸経営科	生活デザイン科 生活デザイン科	普通科
二四〇人。 ただし、その うち四〇人は 体育コースと する。	三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 八〇人	八〇人 四〇人 三八人	八〇人	二四〇人 二四〇人 二四〇人	二〇〇人 二〇〇人 二〇〇人	三八人 八〇人	四〇人	三六〇人

米子工業高等学校		米子南商業高等学校		米子高等学校		米子西高等学校		米子東高等学校		赤碕高等学校	
工業学科		商業学科		普通学科		家庭学科		普通学科		普通学科	
土木科	情報電子科	電気科	電子機械科	情報システム科	会計情報科	流通経済科	普通科		生活文化科	普通科	普通科
三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	八〇人	四〇人	一六〇人。 ただし、国際・福祉コース、体育コース、工芸・デザインコース、情報・サービスコース各四〇人とする。		四〇人	三六〇人	一二〇人。 ただし、文理コース、情報ビジネスコース、健康スポーツコース各四〇人とする。

(全日制課程 計)	日野産業高等学校		根雨高等学校		境港工業高等学校		境水産高等学校		境高等学校		淀江産業技術高等学校						
	農業学科	商業学科	普通学科		工業学科		商業学科	水産学科	家庭学科	普通学科	家庭学科	農業学科					
	産業技術科	商業科	普通科		建築科	電子情報科	電子電気科	電子機械科	情報事務科	食品科学科	海洋工学科	家庭科学科	普通科	食物調理科	食品産業科	生産工学科	材料化学科
	六、二一四人	三八人	四〇人	一二〇人。 ただし、文理コース、情報ビジネスコース、音楽教養コース各四〇人とする。		三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人	三八人	六〇人	四〇人	二四〇人	四〇人	三〇人	三〇人

二 定時制課程

高等学校名	学 科	名	募集生徒数
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	四〇人
鳥取農業高等学校	農業学科	産業基礎科	三八人
		生活科学科	
美和分校			
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	四〇人
米子東高等学校	普通学科	普通科	四〇人
(定時制課程 計)			一五八人

三 通信制課程

高等学校名	学 科	名	募集生徒数
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	約一〇〇人
米子東高等学校	普通学科	普通科	約一〇〇人
(通信制課程 計)			約二〇〇人

平成七年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集を次の要項により実施する。

平成六年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会告示第二十号

平成七年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所 在 地	募集生徒数
鳥取西高等学校	鳥取市東町二丁目112	約1000人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約1000人

2 出願資格を有する者

鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者又は平成7年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者のうち、鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町の居住者は鳥取西高等学校に、米子市、境港市、東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡並びに日野郡の居住者は米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

ア 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）

イ 最後に在学した学校の卒業証明書又は修了証明書及び学力を証する書類

ウ 高等学校を中途退学した者は、ア及びイの書類のほかに、その高等学校の校長の発行する単位修得証明書

(2) 出願期間

平成7年3月1日(水)から同月31日(金)まで（3月11日(土)、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

<p>各募集高等学校 入学者選抜の方法</p> <p>各募集高等学校において書類審査と面接により合格者を決定する。</p> <p>5 合格者への通知等</p> <p>(1) 合格者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。その際、入学許可願用紙を同封する。</p> <p>(2) 合格者は、入学許可願に必要な事項を記入の上押印し、所定の入学料に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付け、各募集高等学校に提出する。</p> <p>(3) 高等学校の校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書を交付する。</p> <p>6 注意事項</p> <p>(1) 提出された書類及び入学料は、返還しない。</p> <p>(2) この要項に不明な点は、各募集高等学校に問い合わせること。この場合、郵送で返信を必要とするものは、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。</p> <p>7 参考事項</p> <p>(1) 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。</p> <p>ア 報告課題(レポート) 担当の教員が出題した報告課題に解答を記入して提出し、添削・評価を受ける。</p> <p>イ 面接指導(スクーリング) 学校に登校して直接授業を受ける(主として日曜日に行う。)</p> <p>ウ 試験 年3回試験を行う。</p> <p>(2) 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。</p> <p>国語Ⅰ、国語Ⅱ、国語表現、現代文、古典Ⅰ、現代社会、日本史B、世界史B、地理B、数学Ⅰ、数学Ⅱ、物理ⅠA、化学ⅠB、生物ⅠB、地学ⅠA、体育、保健、美術Ⅰ、書道Ⅰ、音楽Ⅰ、英語Ⅰ、英語Ⅱ、オーラルコミュニケーションA、家庭一般、家庭経営、保育、食物及び簿記(ほかに鳥取西高等学校では化学ⅠA、</p>	<p>生物ⅠA、流通経済を、米子東高等学校では倫理、政治・経済、被服及び情報処理を履修することができる。)</p> <p>前記のほか、技能連携制度による指定技能教育施設(鳥取西高等学校にあっては鳥取看護高等専修学校、米子東高等学校にあっては米子看護高等専修学校)において教育を受けている者は、技能連携措置に係る科目を履修することができる。</p> <p>(3) 高等学校の定時制課程に在学する者で、通信制課程の一部の科目の履修を希望するものは、3の(1)に定める区分により、鳥取西高等学校又は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。(入学料は、必要としない。)</p> <p>ア 通信制課程一部科目履修願(各募集高等学校から交付されたもの。)</p> <p>イ 在学する高等学校の校長の発行する通信教育受講許可書</p>
<p>平成6年九月三十日</p> <p>鳥取県教育委員会 鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項により実施す</p> <p>鳥取県教育委員会 鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項</p> <p>平成7年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項</p> <p>1 募集園児数 60人</p> <p>2 出願資格を有する者 平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児</p> <p>3 入園志願書の交付</p> <p>(1) 交付期間</p> <p>ア 平成6年11月1日(水)から同月9日(水)まで(11月3日及び日曜日を除く。)とする。</p>	



- イ 交付時間は、8時30分から16時まで(土曜日は8時30分から12時まで)とする。
- (2) 交付場所  
鳥取西高等学校附属久松幼稚園 (以下「久松幼稚園」という。)
- 4 出願方法
  - (1) 出願手続
    - ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。
    - イ 久松幼稚園の園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者に受付番号票を交付するものとする。
  - (2) 出願期間及び受付場所
    - ア 出願期間
      - (ア) 平成6年11月10日(木)及び同月11日(金)とする。
      - (イ) 受付時間は、14時から16時30分までとする。
    - イ 受付場所  
久松幼稚園
- 5 入園者の決定方法  
入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。
- 6 抽選の期日及び場所
  - (1) 期日 平成6年11月18日(金) 9時
  - (2) 場所 久松幼稚園
- 7 入園者の発表  
平成6年11月18日(金)13時に久松幼稚園に掲示する。
- 8 その他
  - (1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に関し必要な事項は、久松幼稚園の園長が定める。
  - (2) 園児の募集に関し不明なことは、久松幼稚園 (鳥取市東町一丁目208 電話0857-22-3252) に問い合わせること。